だし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23　312MHzを超え315.25MHz以下又は433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)・(2)　略]

(3)　433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用するもの（施行規則第６条第４項第２号(4)に規定する無線局の無線設備のものに限る。）

周波数帯	不要発射の強度の許容値
１GHz以下（433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数を除く。）	任意の100kHz幅で250nW以下
１GHzを超えるもの	任意の１MHz幅で１μW以下

[注　略]

[24～73　略]

備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　［略］ ２　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四（第七号及び第十二号に係る部分に限る。）に規定するものに限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定するものに限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備 三　前項第八号（設備規則第四十九条の十四（第四号、第五号（施行規則第六条第四項第二号(14)に規定する無線局に使用するものに限る。以下この号において同じ。）、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）に規定するものに限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三（五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一　同上］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する無線局に限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備 ［新設］

だし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23　312MHzを超え315.25MHz以下又は433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)・(2)　同左]

(3)　433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第５号ロに規定する無線設備のものに限る。）

周波数帯	不要発射の強度の許容値
１GHz以下（433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数を除く。）	任意の100kHz幅で250nW以下
１GHzを超えるもの	任意の１MHz幅で１μW以下

[注　同左]

[24～73　同左]